

議案第74号大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料の1点目は、地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正事項であり、条項ごとの改正内容を網羅したものでございます。2点目は、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本日は、この制定についてを用いて、説明させていただきます。

今般の改正は大きく3つの内容となっております。1つ目は軽自動車税関係、2つ目は個人市民税関係、3つ目は固定資産税関係、でございます。

それでは、資料の3ページをお願いします。

1 軽自動車税関係でございます。

(1) 軽自動車税（環境性能割）の廃止に関する規定の整備でございます。

軽自動車税（環境性能割）の廃止と軽自動車税（種別割）を軽自動車税に名称を変更する法令改正にあわせて改正を行うものでございます。

環境性能割とは、令和元年に自動車取得税の廃止に伴い導入された車両の取得時に課される税です。環境負荷の低い車の普及を促進することを目的とし、車の燃費性能や排出ガス性能といった環境負荷の度合いに応じて税率が決まるものです。この度、環境性能割の廃止に係る法令の改正に伴い、条例を改正するものです。

加えて、環境性能割の廃止に伴い、『軽自動車税（種別割）』を『軽自動車税』と改めます。種別割とは車両の種別ごとに所有者（使用者）に対して毎年課している税です。法令の改正に伴い、『軽自動車税（種別割）』としている条文を『軽自動車税』に改めます。

条例改正施行後の税収への影響は、約5千4百万円の減少と見込んでいますが、こちらは地方特例交付金により補填される見込みです。

施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日でございます。

4 ページをお願いします。

2 個人市民税関係でございます。

（1）住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長に係る規定の整備でございます。

住宅借入金等特別税額控除とはローンを利用して住宅を購入・増改築した際、年末のローン残高により所得税から控除を受けることがで

きる制度です。所得税から控除しきれない場合、住民税からも一部控除されます。

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとするものでございます。

影響見込ですが、従前通り地方特例交付金により補填される見込みです。

施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日、適用期限の延長の部分に限り令和9年1月1日でございます。

5ページをお願いします。

(2) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。

現在、暗号資産取引で生じた所得は雑所得としてそれ以外の所得と合わせて課税されています。課税方法を見直し、暗号資産取引で生じた所得はそれ以外の所得と分離して課税することとなることに伴い、条例を整備するものです。なお、市民税の税率は3%となります。

現在、対象となる所得は雑所得として申告されています。雑所得は所得内訳まで管理しておらず、暗号資産取引で生じた所得の合計を算出することは困難であるため、影響額はお示しできません。

施行日は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日施行の予定でございます。

6 ページをお願いします。

課税方法と課税内訳について表でまとめております。

現行の課税方法では暗号資産取引で生じた所得を含む雑所得に対して、所得税が累進課税され、最大で45%、加えて住民税が10%かかり、住民税のうち6%が市民税となっています。改正後の課税方法では暗号資産取引のうち法令で定める特定暗号資産取引で生じた所得が他の所得と分離され、それ単独で課税されます。所得税が一律15%、加えて住民税が5%で、住民税のうち3%が市民税となります。

7 ページをお願いします。

3 固定資産税関係でございます。

(1) 免税点の見直しによる規定の整備でございます。

家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を次のとおり引き上げるものでございます。家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に引き上げます。

影響見込ですが、令和7年度の課税内容を基に試算したところ、家屋

は約 366 万円の減少、償却資産は約 565 万円の減少の見込みです。

施行日は令和 9 年 4 月 1 日でございます。よって令和 9 年度以降の固定資産税について適用されます。

8 ページをお願いします。

(2) バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税及び都市計画税に係る減額割合の設定でございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきバリアフリー改修を行った特別特定建築物について、固定資産税及び都市計画税の減額を行います。

なお、減額割合は各自治体で定める『わがまち特例』のものとされましたので、本市では、参酌基準どおりの 3 分の 1 に設定するものであります。

施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日でございます。

9 ページをお願いします。

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の改定でございます。

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減の割合規定を改めます。

なお、この割合は各自治体で定める『わがまち特例』のものであります。本市では、前回の期間延長を契機として、法に定める最も軽減率の高い割合に改定しており、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものであることから、今般も最も軽減率の高い割合に改定するものがあります。

10ページをお願いします。

表のとおり割合を改めます。

施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日でございます。

11ページをお願いします。

（4）固定資産税の減額措置の延長でございます。

令和7年度末で適用期限を迎える固定資産税に係る税額の減額措置について、適用期限が5年間延長されます。それに伴い法令の項ずれに対応します。

引き続き実施される減額措置の主なものは表の通りです。

また、その他、項ずれ等に伴います所要の規定の整備もあわせて行います。

以上、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明といたします。

